

第3章 計画に基づく事業内容

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び法に基づく基本指針において、市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定し、「教育・保育提供区域」ごとに、幼稚園、保育園、認定こども園といった「教育・保育施設」などについて、必要な量の見込みを算出し、提供体制の確保の内容とその実施時期を示すこととされています。

本市においては、市制のメインステージであり、それぞれが主体となり、特色あるまちづくりを進めてきた8つの行政区を基本的な「教育・保育の提供区域」とすることで、区の特徴、実情に合わせて、住民に身近なサービスを提供しながら、魅力あるまちづくりにつなげていきます。

ただし、事業によっては、ニーズや提供体制が広域的、統一的であることから、全市域を提供区域に設定します。

各区の概況

区名	世帯数 (H25)	人口		教育・保育施設数 (H26)
		(上段：H25 下段：H31 見込み)	0-5歳人口 6-11歳人口	
北区	27,584世帯	77,472人	3,699人	28施設
		76,260人	3,423人	
東区	58,131世帯	139,008人	6,837人	45施設
		138,353人	6,776人	
中央区	82,687世帯	175,287人	8,561人	60施設
		179,815人	8,708人	
江南区	25,435世帯	69,663人	3,701人	28施設
		69,475人	3,610人	
秋葉区	28,101世帯	78,364人	3,725人	26施設
		77,212人	3,603人	
南区	15,017世帯	46,838人	2,165人	17施設
		44,960人	2,000人	
西区	64,655世帯	157,102人	7,967人	49施設
		158,725人	7,804人	
西蒲区	19,615世帯	60,847人	2,432人	22施設
		57,561人	2,183人	
新潟市計	321,225世帯	804,581人	39,087人	275施設
		802,361人	37,936人	

2 施策分野ごとの事業内容

施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

基本施策1 幼児期の教育・保育の充実と幼保小連携の取り組みの推進

これまでの取り組みと成果

- ◎ 本市では、乳幼児期における多様な教育・保育ニーズに対応するため、前計画である新潟市次世代育成支援対策行動計画「すこやか未来アクションプラン」及び、新潟市保育園再編計画における各種施策の基本的方向や実施目標などに基づき、取り組みを進めてきました。

教育分野については、市立幼稚園の運営のほか、私立幼稚園及び新潟市私立幼稚園協会が実施する事業に係る経費に対し補助金を交付し、幼稚園における幼児教育を充実させ、幼児のすこやかな成長を支援してきました。

保育分野については、増加を続けている入園児童数への対応として、施設整備を積極的に行うことにより定員を拡充し、平成18年度から待機児童ゼロを堅持するとともに、乳児保育・休日保育などの多様な保育サービスを拡充してきました。

また、各種職員研修の実施や、食物アレルギー対応の強化、そして1歳児に対する保育士配置基準を国基準より手厚く（国基準：おおむね6:1⇒市基準：おおむね3:1）することを条例で明記するなど、子どものすこやかな成長を図るため保育の質の向上に取り組んできました。

○保育事業…

H21:定員 17,950 人（待機児童 0 人）⇒ H26：定員 20,035 人（待機児童 0 人）

○乳児保育事業… H21：190 園 ⇒ H26：213 園

○休日保育事業… H21：5 園 ⇒ H26：10 園

○早朝・延長保育事業… H21：193 園 ⇒ H26：222 園（全園）

○私立幼稚園すこやか補助金…

H23 私立幼稚園への各種補助金を統合し創設（H26：41 園（全園）に補助）

○保育園における食育の取り組み…

・「食育の日」の啓発 H21：195 園 ⇒ H25：200 園

・アレルギー児の対応 H26：222 園（全園）

H26：専任調理員の配置を新規開始（133 園）

○歯科保健関連事業…

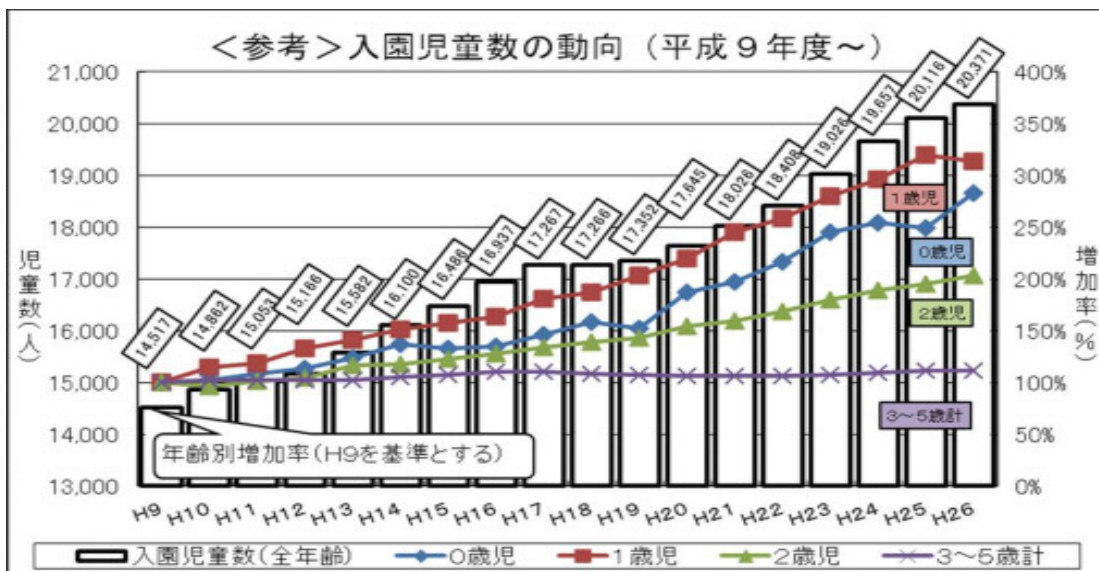
・フッ化物（フッ素）洗口 H21：141 園 ⇒ H25：189 園

現状と課題

◎ 教育分野に関しては、子ども一人ひとりの個性や能力を大切に魅力あふれる教育を推進するとともに、家庭や地域との連携を深め、子どもの成長を支援する教育環境の確保を推進する必要があります。

◎ 保育分野に関しては、従来の取り組みを継続しながら、就労する保護者の就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、各種保育サービスの拡充と質の向上を図り、子どもの健全な育成を支援しながら、保護者が安心して就労できる環境整備が求められています。

重点的な取り組みとしては、入園申込者数の増加傾向に対応するため、必要な量の保育園定員を確保し、待機児童ゼロを堅持するよう取り組むことが必要です。



◎ 幼保小連携とは、幼稚園や保育園などと小学校がそれぞれの役割・実態を理解し、一貫性のある教育・保育を提供するために、相互に協力し連携することです。

子どもがより良い環境において心身ともにすこやかに成長し、思いやりの心や豊かな人間性を育めるよう、幼保小連携の強化、体制の拡充が求められてきています。

子ども・子育て会議などでの意見

◇

◇

取り組みの方向性

- ◎ 幼児期の教育環境の改善を図り、子どもが主体的に考え、行動できるよう適切な教育支援を行っていきます。
- ◎ ニーズ調査結果に基づく保育サービスを提供し、仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、子どもがすこやかに成長できるよう保育環境の改善を行っていきます。
- ◎ 幼保小連携を深め、強化することによって、一貫した教育・保育の提供を図り、集団生活を通じて、子どもを育み支援していきます。

成果指標

待機児童数

平成 26 度

0人

平成 31 年度

0人

子ども・子育て支援新制度では、施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます

新制度では、1号認定、2号認定、3号認定という3つの区分の認定に応じて、施設(幼稚園、保育園、認定こども園)などの利用先が決まっていきます。

○ 1号認定(教育標準時間認定)

子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合

利用先 幼稚園、認定こども園

○ 2号認定(満3歳以上・保育認定)

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由(※)」に該当し、保育園などでの保育を希望される場合

利用先 保育園、認定こども園

○ 3号認定(満3歳未満・保育認定)

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由(※)」に該当し、保育園などでの保育を希望される場合

利用先 保育園、認定こども園、地域型保育

※「保育の必要な事由」(保育認定にはいずれかの該当が必要)とは

就労

妊娠、出産

保護者の疾病、障がい

同居または長期入院などを行っている親族の介護

災害復旧

求職活動(起業準備を含む)

就学(職業訓練校などにおける職業訓練を含む)

虐待やDVの恐れがあること

育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること

その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

主な取り組み

1 乳幼児期の教育・保育と幼保小連携

幼稚園や保育園、認定こども園などでは、個々の事業が持つ基本的な方向性に基づき、多様な教育・保育サービスを展開していきます。それぞれが個別の目的を持ち、役割を担ったうえで、子どもたちのすこやかな育ちと子育てを支えています。

また、個々の事業は、小学校へ入学するための必要な基礎を育むという目的は共通しているため、就学を見据えた取り組みが必要になります。

(1) 幼稚園とは

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児にふさわしい環境の中で、幼児のすこやかな成長を促すことを目的に、義務教育及びその後の教育の基礎を培うための教育を行う学校です。

保護者の就労状況にかかわらず、幼児が就学前に教育を受ける機会を提供する役割を有しています。

本市には、平成26年4月現在で私立41園、公立12園(県立1園含む)あり、幼児教育の更なる振興や幼小連携の推進、幼稚園の安定的な経営などに資するよう、今後も引き続き必要な支援などを行っていきます。

(2) 保育園とは

保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

保護者が就労していたり、病気の状態にあるなどのために、家庭において十分に保育することができない児童を、保護者にかわって保育することを目的とし、あわせて、児童のすこやかな成長を促す役割を有しています。

本市には、平成26年4月現在で私立122園、公立87園あり、増加傾向にある保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら、定員の拡充を行っていきます。

(3) 認定こども園とは

認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(略称：認定こども園法)」に基づき、小学校就学前の子どもに教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

本市には、平成26年4月現在で私立13園あり、保護者の就労状況に関わらず、就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供できる総合施設であることから、地域の状況や必要性などを考慮し、設置を推進していきます。

(4) 地域型保育事業とは

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設に加え、市町村認可事業として児童福祉法に位置付けられる事業です。(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

少人数での保育が可能となるため、多様な保育ニーズにきめ細かく対応することを目的としていますが、保育需要が高い0～2歳児の受け入れを基本としているため、卒園後の連携施設の確保を円滑に行い、一貫性を保つよう配慮します。

(5) 小学校との連携について

幼稚園や保育園、認定こども園などへ入園し、卒園後、小学校へと入学するという一連の流れは、連続性、一貫性があるものでなければなりません。

乳幼児期の多様な教育・保育ニーズに対応するための基盤整備を行うことにより、保護者の子育てに対する不安感の軽減を図りながら、子どもたちが自尊感情、自己肯定感を育めるような教育・保育環境の質の改善を行い、そこで培われた力が円滑に小学校での生活へとつながり、さらなる成長へと結びつくよう幼保小連携の強化と、体制の拡充が求められます。

具体的には、幼保小連携の視点を重視した研修や地域の小学校への訪問による体験学習、就学前連絡会の開催による小学校との情報交換、交流などにより、連携体制の見直し、強化を図っていきます。

必要な量の見込みの算出について

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などについて、計画期間に必要となる「量の見込み」を地域の子どもや保護者の利用状況、利用希望を踏まえて「教育・保育提供区域」ごとに定めることとなっています。

本市でも、平成25年度に実施した「新潟市子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果や内閣府による「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の参酌標準などを踏まえて、それぞれ必要な量の見込みを算出しています。

2 教育・保育サービスの充実

(1) 教育・保育施設の整備

ニーズ調査結果から算出された必要な量の見込みに対応するため、それぞれの地域の実情に応じ、必要な施設を整備することなどにより、施設の適正配置を図るとともに、多様な教育・保育ニーズに応えていきます。

必要な量の見込み

		26年度実績				27年度見込				28年度見込			
		教育	保育			教育	保育			教育	保育		
		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 1・2歳 0歳		1号 3～5歳	2号 3～5歳	3号 1・2歳 0歳	
全市	①利用数	6,672	12,746	6,655	972	6,755	12,795	6,917	1,208	6,495	12,850	7,066	1,422
	②定員					7,987	12,543	6,763	1,179	7,987	12,677	6,918	1,340
	③必要数 (①-②)					▲1,232	252	154	29	▲1,492	173	148	82
北区	①利用数	298	1,422	656	107	318	1,416	660	129	287	1,431	672	145
	②定員					510	1,477	688	135	510	1,464	688	148
	③必要数 (①-②)					▲192	▲61	▲28	▲6	▲223	▲33	▲16	▲3
東区	①利用数	1,215	2,194	1,154	200	1,236	2,177	1,208	261	1,180	2,144	1,242	324
	②定員					1,360	2,078	1,153	249	1,360	2,078	1,163	259
	③必要数 (①-②)					▲124	99	55	12	▲180	66	79	65
中央区	①利用数	2,453	2,157	1,362	208	2,554	2,196	1,405	262	2,532	2,218	1,427	324
	②定員					2,973	2,089	1,337	249	2,973	2,132	1,372	311
	③必要数 (①-②)					▲419	107	68	13	▲441	86	55	13
江南区	①利用数	253	1,461	751	86	251	1,477	799	117	240	1,486	830	152
	②定員					390	1,417	766	112	390	1,490	832	152
	③必要数 (①-②)					▲139	60	33	5	▲150	▲4	▲2	0
秋葉区	①利用数	530	1,328	604	74	537	1,340	615	83	531	1,328	621	90
	②定員					740	1,289	591	80	740	1,277	596	87
	③必要数 (①-②)					▲203	51	24	3	▲209	51	25	3
南区	①利用数	57	1,003	396	50	47	981	439	54	47	986	447	59
	②定員					140	962	430	53	140	955	433	57
	③必要数 (①-②)					▲93	19	9	1	▲93	31	14	2
西区	①利用数	1,641	2,110	1,240	191	1,610	2,143	1,294	239	1,507	2,187	1,333	273
	②定員					1,509	2,107	1,273	235	1,509	2,148	1,309	268
	③必要数 (①-②)					101	36	21	4	▲2	39	24	5
西蒲区	①利用数	225	1,071	492	56	203	1,065	497	63	172	1,070	494	55
	②定員					365	1,124	525	66	365	1,133	524	58
	③必要数 (①-②)					▲162	▲59	▲28	▲3	▲193	▲63	▲30	▲3

第3章 計画に基づく事業内容

		29年度見込				30年度見込				31年度見込			
		教育		保育		教育		保育		教育		保育	
		3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
						3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
全市	①利用数	6,286	12,906	7,175	1,598	6,171	12,860	7,192	1,679	6,236	12,816	7,201	1,723
	②定員	7,987	12,865	7,084	1,452	7,987	12,899	7,175	1,622	7,987	12,875	7,190	1,683
	③必要数 (①-②)	▲1,701	41	91	146	▲1,816	▲39	17	57	▲1,751	▲59	11	40
北区	①利用数	251	1,430	685	168	235	1,416	681	191	222	1,424	678	195
	②定員	510	1,441	690	169	510	1,423	685	192	510	1,426	679	195
	③必要数 (①-②)	▲259	▲11	▲5	▲1	▲275	▲7	▲4	▲1	▲288	▲2	▲1	0
東区	①利用数	1,153	2,111	1,274	369	1,139	2,107	1,276	373	1,168	2,108	1,279	381
	②定員	1,360	2,144	1,242	324	1,360	2,111	1,274	369	1,360	2,108	1,276	373
	③必要数 (①-②)	▲207	▲33	32	45	▲221	▲4	2	4	▲192	0	3	8
中央区	①利用数	2,500	2,257	1,461	373	2,519	2,245	1,473	388	2,529	2,249	1,482	402
	②定員	2,973	2,218	1,427	324	2,973	2,257	1,461	373	2,973	2,249	1,473	388
	③必要数 (①-②)	▲473	39	34	49	▲454	▲12	12	15	▲444	0	9	14
江南区	①利用数	258	1,488	824	185	242	1,487	819	210	233	1,484	812	228
	②定員	390	1,488	830	152	390	1,488	824	185	390	1,487	819	210
	③必要数 (①-②)	▲132	0	▲6	33	▲148	▲1	▲5	25	▲157	▲3	▲7	18
秋葉区	①利用数	494	1,348	631	94	491	1,353	641	101	478	1,353	651	99
	②定員	740	1,328	621	90	740	1,348	631	94	740	1,353	641	101
	③必要数 (①-②)	▲246	20	10	4	▲249	5	10	7	▲262	0	10	▲2
南区	①利用数	44	973	441	58	39	957	435	58	38	935	426	57
	②定員	140	986	447	59	140	973	441	58	140	957	435	58
	③必要数 (①-②)	▲96	▲13	▲6	▲1	▲101	▲16	▲6	0	▲102	▲22	▲9	▲1
西区	①利用数	1,463	2,226	1,369	290	1,387	2,236	1,381	294	1,443	2,228	1,393	303
	②定員	1,509	2,187	1,333	273	1,509	2,226	1,369	290	1,509	2,236	1,381	294
	③必要数 (①-②)	▲46	39	36	17	▲122	10	12	4	▲66	▲8	12	9
西蒲区	①利用数	121	1,073	490	61	119	1,059	486	64	124	1,035	480	58
	②定員	365	1,073	494	61	365	1,073	490	61	365	1,059	486	64
	③必要数 (①-②)	▲244	0	▲4	0	▲246	▲14	▲4	3	▲241	▲24	▲6	▲6

(2) 多様な教育・保育サービスの提供**① 乳児保育**

保育園、認定こども園では、保護者の就労形態の多様化や核家族化などによる様々な保育ニーズに対応するため、213園で乳児保育を実施しており、うち124園で月齢2か月からの乳児保育を行っています。

次世代育成支援や男女共同参画などの観点から、男女を問わない育児休業の取得を推進していますが、現状では産休明けからの職場復帰などが増えていることから、引き続き必要に応じて、月齢2か月からの乳児保育を実施していきます。

② 時間外保育事業

保育園、認定こども園では、保護者の保育ニーズにより延長保育を実施しています。

現在、全ての保育園、認定こども園で平日18時以降開園しています。今後も全ての園で平日18時以降の延長保育を実施します。

また、平日19時以降の延長保育のニーズもあることから、今後新規に整備する施設については、全て平日19時以降の延長保育を実施することとします。既存の施設についても、ニーズに応じて実施します。

必要な量の見込み

		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全 市	利用者数 (人/年)	8,653	10,239	10,190	10,121	10,040	10,006
北 区	利用者数	765	956	950	935	921	914
東 区	利用者数	1,590	1,687	1,672	1,652	1,641	1,640
中央区	利用者数	1,823	2,272	2,275	2,276	2,275	2,274
江南区	利用者数	944	973	969	972	963	956
秋葉区	利用者数	806	986	977	970	968	961
南 区	利用者数	416	456	452	446	437	428
西 区	利用者数	1,751	2,339	2,335	2,328	2,301	2,310
西蒲区	利用者数	558	569	559	543	534	524

③ 休日保育

保育園、認定こども園に通っている児童で、日曜日、祝日も保護者の就労などにより保育が必要な場合の保育需要に対応するため、休日などに児童を保育しています（H26：10園）。保護者のニーズに合わせ、未設置の北区や必要性の高い中央区・西区に順次拡充します。

④ 夜間保育

保護者の多様な就労形態に対応するため、夜間保育(午後10時以降開所園)及び24時間保育を実施しています(H26:4園、うち1園は24時間保育)。今後も継続して実施していきます。

⑤ 幼稚園での預かり保育

幼稚園において、働きながら幼稚園に通わせたいなどの保護者の要望に応え、正規の教育時間の前後に在園児を預かり、保育活動を行っています。

○ 現在の実施状況

- ・市内41園で実施
- ・現在は、新潟県の補助制度(私学助成)により実施

	北	東	中央	江南	秋葉	南	西	西蒲	計
H26	5	6	16	2	1	1	8	2	41

○ 今後の方向性・提供体制

- ・量の見込みに対する提供体制は、私学助成による預かり保育、一時預かり事業(幼稚園型)、幼稚園の認定こども園化のいずれかとなります。

必要な量の見込み

区		25年度 実績	27年度 見込	28年度 見込	29年度 見込	30年度 見込	31年度 見込
全 市	利用者数 (人/年)	167,916	188,471	180,140	175,329	170,772	173,831
北 区	利用者数	6,192	7,322	6,616	5,792	5,416	5,126
東 区	利用者数	27,054	29,675	28,320	27,673	27,345	28,052
中 央 区	利用者数	58,872	60,466	59,945	59,202	59,642	59,883
江 南 区	利用者数	4,458	7,345	7,028	7,560	7,079	6,818
秋 葉 区	利用者数	2,028	2,235	2,209	2,057	2,044	1,987
南 区	利用者数	720	1,133	1,126	1,075	937	921
西 区	利用者数	66,318	77,080	72,174	70,044	66,417	69,074
西 蒲 区	利用者数	2,274	3,215	2,722	1,925	1,892	1,970

⑥ 障がい児対応

現在、各幼稚園、保育園、認定こども園で受入体制を整え、様々な障がいに対応した教育・保育を行っています。

今後も引き続き、健常児との集団教育・保育を基本とし、適切な環境のもとで、子どもの利益を最優先に考え、家庭や医療機関、児童相談所、幼児ことばところの相談センター、特別支援教育サポートセンターなど、関係機関との連携を強化しながら、幼稚園、保育園、認定こども園での受け入れ体制を整備します。

(3) 教育・保育内容の充実

① 各種研修の実施による質の向上

質の高い教育・保育サービス提供のため、公立・私立園間での職員交流の実施や各種研修の充実、外部評価の実施など、様々な事業を展開します。

② 地域との交流と協働

運動会などの行事への招待、高齢者支援施設への訪問、祖父母との交流活動、園児以外の児童や異年齢交流などを通じ、地域との交流を深めます。

また、コミュニティ協議会や町内会、自治会などと協働し、地域の人々の園運営(防犯など)への参加を促進します。

③ 食育の推進

子どもたちが楽しみながら、食に関する知識や食を選択する力を身に着け、健全な食生活の実現と心身のすこやかな成長が図られるよう、職員を対象とした食育研修の実施や、食育推進に関する様々な催事を実施する「食育の日」の普及などに取り組みます。

また、食物アレルギー対応の強化として、研修会の実施や、専任調理員の配置(除去食調理に要する時間分)などにより子どもたちのすこやかな育ちを支援していきます。

③ 老朽化・狭隘化^{あい}対策としての公立保育園の統合による環境の改善

施設の老朽化や狭隘化が進んでいる既存保育園について、より良い保育環境の確保や機能強化、施設定員の適正化を図るため、民間活力の導入（※1）を視野に入れながら統廃合の実施時期を検討していきます。

区	園名	経過年数 (H26.4現在)	検討内容	
東 区	石 山	48	老朽化・狭隘化による統合	
	第二中野山	42		
中 央 区	八 千 代	(H26 改築)	基幹保育園（※2）である 八千代保育園へ機能を集約	
	敷 島	33		
	白 山	32		
	2	万 代	29	老朽化・狭隘化による統合
		長 嶺	33	
		宮浦乳児	41	
江 南 区	曾 野 木	39	老朽化による統合	
	第二曾野木	36		
西 区	内 野	31	老朽化・狭隘化による統合	
	上五十嵐	56		

※1 民間活力の導入

公立保育園の民営化は、本市の「行政改革プラン2015」、「民間委託等の推進方針」により、民間活力の積極的導入の観点から推進することとしています。

民営化にあたっては、地域における保育ニーズや役割分担、公立・私立保育園の配置バランス、統廃合や老朽化など施設整備の必要性なども考慮しながら対象保育園を選定するとともに、移行の際は、市民の意見を反映し、関係者と十分な協議を行うなど、行政責任を確保しながらすすめます。

※2 基幹保育園

通常の保育を行うほか、区や関係機関との連携を図りながら、地域における保育の実情や課題を把握し、保育情報の発信、ニーズに即した保育、子育て支援事業の展開を図ることを目的に区に1園程度の整備を進めていきます。

また、すべての保育園の質を向上させるため、区と連携を図りながら研修などによる専門性の高い人材育成を行います。

基本施策2 放課後対策の総合的な推進

これまでの取組と成果

- ◎ 「放課後児童クラブ」は、保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校などに通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っています。
- ◎ 本市では放課後児童クラブを利用する児童が年々増え続けており、公設クラブの施設整備や運営を行うとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受入れ、地域の子どもたちを地域で見守る体制を整えてきました。
- ◎ 放課後児童クラブの運営は、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、保護者会、生活協同組合、株式会社など多様な団体が行っており、さらに、平成26年度から、モデルとして、3つの地域コミュニティ協議会が放課後児童クラブの運営を開始しました。
- ◎ 子どもふれあいスクール（※注）事業においては、地域の協力を得て実施校を増やし、放課後などの子どもの居場所づくりを進めました。

○放課後児童クラブ施設数、在籍児童数…

H21：107施設、5,941人 ⇒ H26：128施設、7,375人

○子どもふれあいスクール実施小学校数… H21：42校 ⇒ H26：67校

※注 新潟市では、放課後子供教室を「子どもふれあいスクール」と呼んでいます。

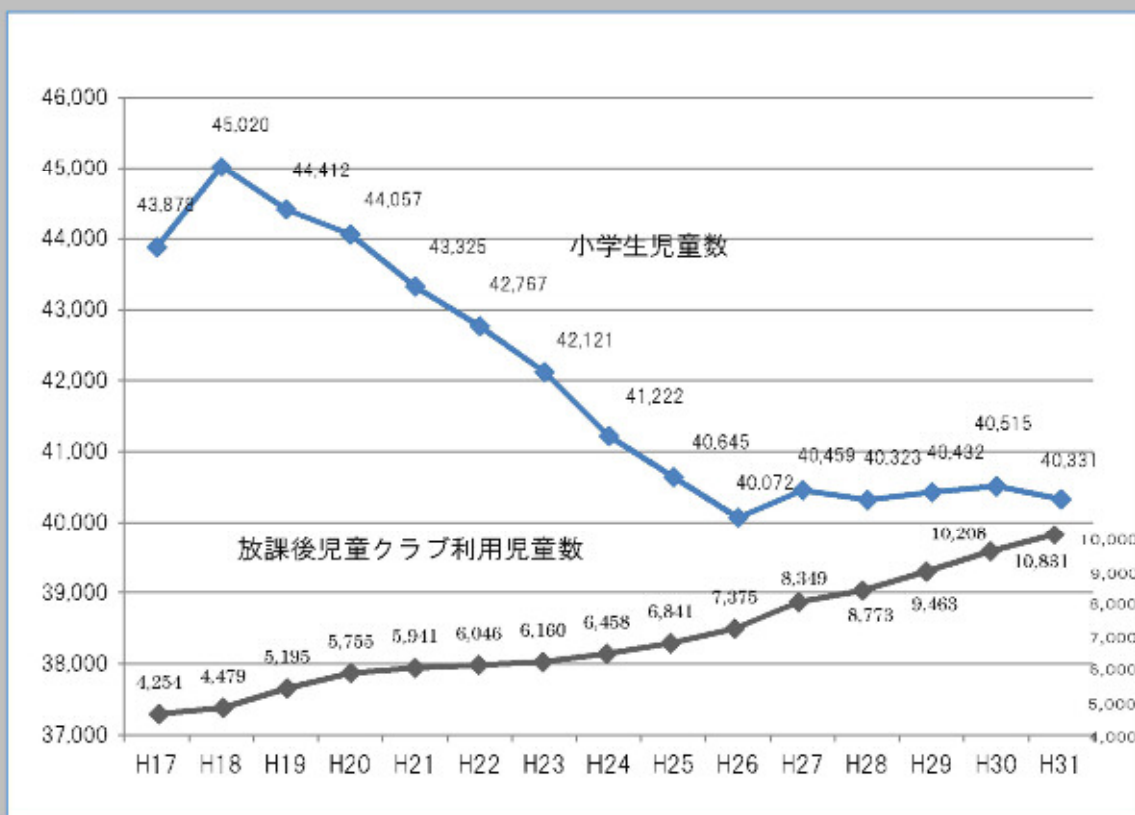
放課後児童クラブの施設整備状況の推移

設置場所	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校空き教室等	17	19	20	24	25	25
小学校敷地内専用施設等	30	33	34	34	36	39
公的施設内専用施設	11	12	12	12	13	13
市有地内専用施設等	21	21	21	20	18	18
借地内専用施設等	11	12	12	12	12	12
児童館・児童センター内	3	3	3	3	3	3
保育園	5	5	5	6	7	7
幼稚園	5	5	7	6	6	6
空き店舗等	1	2	2	2	2	2
借家	1	1	1	1	1	1
町内会館等	1	1	1	0	0	0
高齢者施設等	1	1	1	1	1	2
計	107	115	119	121	124	128

現状と課題

- ◎ 児童福祉法の改正により、全小学生が放課後児童健全育成事業の対象となるとともに、設備および運営の基準について、条例で規定することが義務付けられました。
- ◎ 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」が、平成26年10月7日に制定され、平成27年4月1日を施行予定としています。
本市の公設、民設全ての放課後児童クラブが、この条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備および運営を向上させていくための体制を整えていく必要があります。
- ◎ 小学生児童数は年々減少し、今後も伸び悩むと推測される一方で、子どもたちが放課後を安心、安全に過ごせる場として、放課後児童クラブに対するニーズは、今後も増えることが見込まれており、子どもふれあいスクールを含む、総合的な放課後対策が必要とされています。

放課後児童クラブ在籍児童数および小学生児童数の推移



資料：新潟市作成 H27以降は推計値

子ども・子育て会議などでの意見

- ◇ 生活するスペースや静養するスペースをきちんと確保しとあげないと、子どもたちが安心して過ごせる場所や、魅力がある場所にならない。
- ◇ 高学年受け入れに際し、人数のあふれているクラブの施設整備について、早めに着手すべきである。子どもたちの放課後の居場所確保には、地域の協力と理解も必要である。
- ◇ 子どもふれあいスクールや児童館など、地域の子が使える社会資源を生かし、各々が機能を果たしたうえで、連携していくべきである。
- ◇ 地域の子どもを地域で育てる仕組みが必要。地域も真剣になって子どもたちの放課後のことを考えていかなければならない時代になってきている。
- ◇ 子どもたちが放課後の環境条件の中でいかに育っていくかに焦点を当て、子どもの育ちをどのように図っていくかという観点で、新潟市の放課後児童クラブの条例の基準を定めることが必要と考える。
- ◇ 子どもと保護者の家庭での関係が、愛情でしっかりと結ばれたうえで、地域や学校での生活が成り立つ。保護者の全てのニーズを満たすことが必ずしも良いこととは言えない。

取り組みの方向性

- ◎ 放課後児童健全育成事業者に対し、研修や情報交換会を行い、公設・民設を含めた本市の放課後児童クラブ全体が、条例の基準を満たし、常に最低基準を超え、設備および運営を向上させるよう図っていきます。
- ◎ 小学校6年生までを受け入れ対象とし、必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら、施設整備を行っていきます。
- ◎ 子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携を進めることなどで、子どもたちに安心安全な生活の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験、活動を行うことができる事業となるよう取り組みます。

成果指標

放課後児童健全育成事業を利用する児童数

平成26年度(5月1日現在) 7,375人	→	平成31年度(見込み) 10,831人
--------------------------	---	------------------------

子どもふれあいスクールの週当たりの開催日数

平成26年度(9月1日現在) 1.93回	→	平成31年度(見込み) 2.5回
-------------------------	---	---------------------

1 放課後児童クラブ全体の質の向上

(1) 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に定める基準に沿った運営

① 職員

支援の単位（おおむね児童 40 人以下）ごとに放課後児童支援員資格をもつ職員を 2 人以上配置する必要があります。

このことを基本としながら、うち 1 人を補助員に代えることができるという規定もありますが、本市では、人材育成を図る観点から、補助員であっても、「放課後児童健全育成事業に従事した日から 3 年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるもの」としています。

② 施設・設備

遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上確保する必要があります。（専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除きます。）

5 年間の経過措置期間内に、施設整備を進めていきます。

(2) 放課後児童健全育成事業者への研修と情報共有

平成 26 年度から、本市の放課後児童健全育成事業者および従事している職員を対象に研修や情報交換会を実施しており、新制度における運営について、「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の内容を中心に情報共有を行い、各クラブの状況などを話し合う機会を設けています。

市全体の放課後児童健全育成事業の質の向上を図るために、今後も公設・民設の事業者・職員への研修実施と情報共有に努めていきます。

2 放課後児童クラブの整備

(1) 必要な量の見込みと確保方策

児童福祉法の改正に合わせ、放課後児童クラブは、小学 6 年生までが対象となります。

本市ではニーズ調査結果および調査時点で 5 歳児だった小学 1 年生の平成 26 年 4 月の放課後児童クラブの利用状況を反映して算出した、今後 5 年間の必要な量の見込みを確保するため、学校施設などを活用しながら、放課後児童クラブの整備を行っていきます。

必要な量の見込

放課後児童健全育成事業		H26.5.1実績	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
全市	低学年	児童数予測	19,777	20,115	20,147	20,272	20,247	20,031
		量の見込み	7,100	7,576	7,764	7,802	7,800	7,700
		需要率	35.9%	37.7%	38.5%	38.5%	38.5%	38.4%
	高学年	児童数予測	20,295	20,344	20,176	20,160	20,268	20,300
		量の見込み	275	773	1,009	1,661	2,408	3,131
		需要率	1.4%	3.8%	5.0%	8.2%	11.9%	15.4%
北区	低学年	児童数予測	1,976	2,003	1,996	1,962	1,951	1,935
		量の見込み	676	787	786	771	769	760
		需要率	34.2%	39.3%	39.4%	39.3%	39.4%	39.3%
	高学年	児童数予測	2,003	2,007	1,977	2,028	2,012	2,005
		量の見込み	3	65	86	170	245	318
		需要率	0.1%	3.2%	4.4%	8.4%	12.2%	15.9%
東区	低学年	児童数予測	3,450	3,492	3,408	3,452	3,450	3,359
		量の見込み	1,255	1,286	1,279	1,296	1,294	1,258
		需要率	36.4%	36.8%	37.5%	37.5%	37.5%	37.5%
	高学年	児童数予測	3,442	3,500	3,567	3,538	3,501	3,417
		量の見込み	37	123	167	281	395	510
		需要率	1.1%	3.5%	4.7%	7.9%	11.3%	14.9%
中央区	低学年	児童数予測	4,100	4,171	4,249	4,301	4,377	4,375
		量の見込み	1,456	1,502	1,486	1,510	1,533	1,533
		需要率	35.5%	36.0%	35.0%	35.1%	35.0%	35.0%
	高学年	児童数予測	4,085	4,145	4,159	4,179	4,216	4,294
		量の見込み	29	154	218	346	474	610
		需要率	0.7%	3.7%	5.2%	8.3%	11.2%	14.2%
江南区	低学年	児童数予測	1,913	1,934	1,961	1,957	1,928	1,926
		量の見込み	811	866	911	906	894	895
		需要率	42.4%	44.8%	46.5%	46.3%	46.4%	46.5%
	高学年	児童数予測	1,878	1,963	1,932	1,938	1,931	1,957
		量の見込み	23	67	94	179	273	362
		需要率	1.2%	3.4%	4.9%	9.2%	14.1%	18.5%
秋葉区	低学年	児童数予測	2,054	2,041	2,034	2,030	2,016	1,996
		量の見込み	654	623	665	663	659	650
		需要率	31.8%	30.5%	32.7%	32.7%	32.7%	32.6%
	高学年	児童数予測	2,141	2,095	2,065	2,067	2,080	2,073
		量の見込み	135	147	145	144	217	277
		需要率	6.3%	7.0%	7.0%	6.9%	10.4%	13.4%
南区	低学年	児童数予測	1,051	1,070	1,063	1,091	1,072	1,077
		量の見込み	341	350	346	353	347	349
		需要率	32.4%	32.7%	32.5%	32.4%	32.4%	32.4%
	高学年	児童数予測	1,133	1,119	1,097	1,063	1,076	1,069
		量の見込み	10	32	44	73	106	138
		需要率	0.9%	2.9%	4.0%	6.9%	9.9%	12.9%
西区	低学年	児童数予測	3,918	4,113	4,164	4,179	4,179	4,115
		量の見込み	1,428	1,746	1,880	1,882	1,891	1,853
		需要率	36.4%	42.5%	45.1%	45.0%	45.3%	45.0%
	高学年	児童数予測	4,135	4,064	3,988	4,012	4,159	4,211
		量の見込み	15	140	195	375	571	753
		需要率	0.4%	3.4%	4.9%	9.3%	13.7%	17.9%
西蒲区	低学年	児童数予測	1,315	1,291	1,272	1,300	1,274	1,248
		量の見込み	479	416	411	421	413	402
		需要率	36.4%	32.2%	32.3%	32.4%	32.4%	32.2%
	高学年	児童数予測	1,478	1,451	1,391	1,315	1,293	1,274
		量の見込み	23	45	60	93	127	163
		需要率	1.6%	3.1%	4.3%	7.1%	9.8%	12.8%

3 子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携

(1) 連携の推進

新潟市放課後子どもプラン推進委員会を設置しており、本市の放課後対策事業実施方法のあり方について検討しています。

また、放課後児童クラブと子どもふれあいスクールの所管課や関係者が集い、各小学校の実情に合わせた両者の連携について、具体的に意見交換を行い、検討しています。

全ての就学児童が放課後を安心、安全に過ごし、多様な体験、活動ができるよう、子どもふれあいスクールや小学校、地域などと連携しながら、総合的な放課後対策について取り組んでいきます。

(2) 共通理解

平成 25 年度から、子どもふれあいスクール事業研修会へ放課後児童クラブ職員が参加するなど、子どもふれあいスクール運営主任、スタッフおよび放課後児童クラブ職員、両者の共通理解を図る取り組みを行っています。今後も継続して行っています。

コラム

新潟市の放課後児童クラブの歴史

本市の放課後児童クラブは、昭和 41 年 9 月、鏡淵、入舟、桃山、木戸の 4 施設で、父母会または運営委員会が有償ボランティアを指導員とし、地域の子どもたちを地域で見守るような形で、運営をスタートさせました。

運営主体はそれぞれ違っていました。当初から「ひまわりクラブ」という名称が使われており、平成 5 年に公設化されました。

核家族化の進行と女性の社会進出を背景に需要は高まり続け、平成 26 年 10 月現在、公設のひまわりクラブは 80 クラブ 104 施設に、民設の放課後児童クラブは 26 クラブに増えました。

運営は、社会福祉法人や NPO 法人、学校法人、保護者会、生活協同組合、株式会社、地域コミュニティ協議会など多様な団体が行っています。

民設の放課後児童クラブは、ひまわりクラブの大規模化の解消や、ひまわりクラブ未設置小学校区での開設など本市の放課後児童健全育成事業において、重要な役割を担っています。

施策分野1 子どもがすこやかに育つ環境づくり

基本施策3 障がい児への支援の充実

これまでの取り組みと成果

◎

障がい者計画、障がい福祉計画にあわせて記載

○

現状と課題

- ◎ 障がいの特性や成長に合わせた障がいのある子どもへの支援とネットワークの充実が求められています。
- ◎ 障がいのある子ども一人ひとりに対する、生活や学習のきめ細やかな支援とともに、放課後等の居場所の確保や充実が求められています。
- ◎ 障がいのある子どもへの障がいの状態に応じたきめ細やかな支援とともに、障がいに対する家族や地域の理解の促進、関係機関の連携体制の充実が必要となっています。

グラフ(又は表)

子ども・子育て会議などでの意見



取り組みの方向性

- ◎ 専門的な支援の充実のほか、日常生活の場でも地域全体で障がいのある子どもや保護者を支援する環境をつくれます。
- ◎ 保育・教育・学童機関・児童発達支援・医療機関が連携し、早期から切れ目のない支援を行う体制を検討します。

成果指標

●●●●●の●●

平成25年度

●●●●●

平成31年度

●●●●●

●●●●●の●●

平成25年度

●●●●●

平成31年度

●●●●●

コラム

主な取り組み

1 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

- (1) 乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査
- (2) 乳児家庭全戸訪問事業
- (3) 療育教室の拡充
- (4) 発達支援コーディネーターを中心とした支援ネットワークの検討
- (5) (仮称) こども発達支援センターの整備

2 相談体制の整備

- (1) 児童相談所
- (2) (仮称) こども発達支援センターの整備
- (3) 障がい児ワンストップ相談事業

3 専門的支援

- (1) (仮称) こども発達支援センターの整備
- (2) 入所支援
- (3) 通所支援
- (4) 短期入所事業
- (5) 日中一時支援